

表 1 法律により耐震診断を行い、所管行政庁へ耐震診断結果を報告することが義務付けられるもの

(改正法附則第 3 条 要緊急安全確認大規模建築物)

用途	義務付け対象となる規模 ※階数は、地階を含みます (例：地下 1 階，地上 2 階の場合，階数は 3)	
小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，若しくは特別支援学校	階数 2 以上及び床面積の合計 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上及び床面積の合計 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
ポーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上及び床面積の合計 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
病院，診療所		
劇場，観覧場，映画館，演芸場		
集会場，公会堂		
展示場		
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル，旅館		
老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上及び床面積の合計 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園，保育所	階数 2 以上及び床面積の合計 1,500 m <sup>2</sup> 以上	
博物館，美術館，図書館	階数 3 以上及び床面積の合計 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数 1 以上及び床面積の合計 5,000 m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線等までの距離※が，危険物の区分に応じて大臣が定める距離以下のものに限る) ※規制対象となる危険物の量及び敷地境界線からの距離は表 2 を参照